政　令

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十六号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日は、令和二年十二月一日とする。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十七号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十三条第一項及び第三十一条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第五十三条）
第二章　経過措置（第五十四条―第六十条）
附則

第一章　関係政令の整備

（漁業法施行令の一部改正）

第一条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業法」の下に「（以下「法」という。）」を加える。

第一条の二から第一条の九までを削る。

第二条から第六条までを次のように改める。

（漁獲割当割合の設定の申請者の使用人）

第二条　法第十八条第一項第三号の政令で定める使用人は、法第十七条第一項の規定により申請した者の使用人であつて、操船又は漁ろうを指揮監督するものとする。

（法第十九条第四項の規定による同意に関する手続等）

第三条　法第十九条第四項の規定による同意は、農林水産大臣又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意に係る年次漁獲割当量設定者に対し同項の規定による電磁的方法による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該年次漁獲割当量設定者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の同意を得た場合であつても、当該同意に係る年次漁獲割当量設定者から書面等により法第十九条第四項の規定による電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該年次漁獲割当量設定者から再び前項の同意を得た場合は、この限りでない。

（漁獲割当管理原簿への記録等）

第四条　農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合若しくは年次漁獲割当量の設定若しくは取消しをしたとき又は漁獲割当割合若しくは年次漁獲割当量の移転があつたときは、その内容その他の農林水産省令で定める事項を漁獲割当管理原簿に記録するものとする。

2　農林水産大臣又は都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、漁獲割当管理原簿に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

（漁業者等について制限措置を統一して講ずべき事由）

第五条　法第三十六条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　我が国が締結した条約その他の国際約束において当該漁業に関する取決めが存在すること。

二　当該漁業に係る漁場の区域が広域にわたること。

（許可又は起業の認可の申請者の使用人）

第六条　法第四十一条第一項第三号（法第五十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、法第三十六条第一項の許可、法第三十九条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する起業の認可又は法第五十八条に規定する知事許可漁業の許可の申請をした者の使用人であつて、操船又は漁ろうを指揮監督するものとする。

第六条の二を削る。

第七条を次のように改める。

（知事許可漁業の許可に関する技術的読替え）

第七条　法第五十八条において読み替えて準用する法第四十条第一項の規定については、同項中「該当する場合」とあるのは、「該当する場合その他規則で定める場合」と読み替えるものとする。

第七条の二を削る。

第八条から第十三条までを次のように改める。

（免許の申請者の使用人）

第八条　法第七十二条第一項第三号の政令で定める使用人は、同項に規定する免許の申請をした者の使用人であつて、操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するものとする。

（海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取）

第九条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第十五条第一項第四号、第十八条第一項、第十九条、第二十条第六項及び第二十五条から第二十八条までを除く。）の規定は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う法第八十九条第四項（法第八十六条第四項（法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十八条第四項、第九十二条第三項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第九十三条第三項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百十六条第四項及び第百六十九条第三項並びに法第百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第七項において準用する場合を含む。）の意見の聴取について準用する。この場合において、行政手続法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第四項中「行政庁」とあり、同法第